

### 今月の提案者



社会保険労務士法人  
北海道賃金労務研究所代表

石田 和彦氏

address | 札幌市中央区南1条西12丁目  
322番地

phone | 011-271-1802

URL | www.roum-tingin.jp/

経営者の  
お悩みに対する  
処方箋

## 専門家からの提案書

経営にまつわる困りごとに、専門家からアドバイスをいたします。

topic | **労働法** | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

### problem | 「希望者全員・再雇用時代の企業対策」

平成24年8月29日に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され(以下『改正法』という)、今年4月1日から施行されました。この改正法の中で経営者を悩ませているのが65歳までの再雇用制度を導入している企業で「60歳定年者が継続雇用を希望した場合、原則全員、再雇用しなければならない」となったことです。そこで今回は、「希望者全員・再雇用時代の企業対策」を提案します。

#### ■再雇用と労働契約の成立

確かに改正法では、希望者全員の定年・再雇用が義務付けられました。しかし、再雇用者の労働条件を企業が自由に決定できることは、今までどおり変更ありません。定年“退職”を機に賃金をはじめ各労働条件をリセットできるのです。この企業側の裁量権をしっかり活用することが希望者全員・再雇用時代の実務ポイントになります。

今後は、企業にとって有意義な人材だけでなくいろいろなタイプの人材が、再雇用を希望してくると思われるので、今まで以上に人を見ながらフレキシブルに労働条件を決定できる仕組みにされておくべきだと考えます。

#### ■再雇用者の賃金の考え方

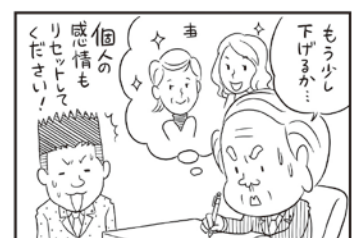
賃金には、年収、賃金総額、所定内賃金でいくら?という考え方に加え、『手取りでいくら?』という考え方があります。手取りで賃金を確認すると、いろいろな問題が見えてきます。例えば、65歳で20万円払うと年金も含め40万円近くの収入になります。これって、現役部長賃金に匹敵しませんか?再雇用者の賃金は『手取り』を意識した設計がポイントになります。

また、個人芸に頼っている企業は、高賃金になる傾向にあります。【中小企業で勤続年数が長く、定年までたどり着く人⇒一般社員であっても一般社員で無い⇒顧客が付いている・何か特技を持っている】など、無役でもキーパーソンの存在には、高賃金を払っても良いと思います。なぜなら、年収500万円払っても2,000万円稼いでくれれば良いのです。経営にとって大切なことは、稼いでもらうことです。間違った給与減額でモチベーションダウン・売上減少するより、しっかり稼いでもらえる環境づくりこそが経営にとって重要ではないでしょうか。

#### ■まとめ

バリバリ社員には、今後も頑張ってもらって稼いで欲しいので現役時代と同条件。フツー社員は、居てくれれば助かるので手取り重視の条件。イマイチ社員は、生活もあるだろうがある程度抑えた条件提示。という具合です。

改正法対策の1丁目1番地は、『社員の働きを正當に評価し、現代価値に合わせた労働条件提示(値決め)』なのです。



©株式会社画屋